

RECEIVED

JF-023

29 MAR 1996
TRIPS

第七十九條 法令ニ依リテ裁判上ノ行為ヲ為スコトヲ得ル代理人ノ外弁護士ニ非サレハ訴訟代理人タルコトヲ得ス但シ簡易裁判所ニ於テハ許可ヲ得テ弁護士ニ非サル者ヲ訴訟代理人ト為スコトヲ得
②前項ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第八十九條 訴訟費用ハ敗訴ノ当事者ノ負担トス

第五百一十一條 何人モ訴訟記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルトヲ得但シ訴訟記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラス

②公開ヲ禁止シタル口頭弁論ニ係ル訴訟記録ニ付テハ当事者及利害關係ヲ説明シタル第三者ニ限り前項ノ規定ニ依ル請求ヲ為スコトヲ得

③当事者ハ訴訟記録ノ謄写又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ訴訟ニ關スル事項ノ證明書ノ交付ヲ裁判所書記官ニ請求スルトヲ得利害關係ヲ説明シタル第三者亦同シ

④訴訟記録ノ正本、謄本又ハ抄本ニハ其ノ正本、謄本又ハ抄本ナルコトヲ記載シ裁判所書記官之ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ押捺スルトコトヲ要ス但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルトコトヲ得

第八十五條 裁判所ハ判決ヲ為スニ當リ其ノ為シタル口頭弁論ノ全趣旨及証拠ノ結果ヲ辯論シ自由ナル心証ニ依リ事實上ノ主張ヲ真実ト認ムヘキカ否ヲ判断ス

第九十一條 判決ニハ左ノ事項ヲ記載シ判決ヲ為シタル裁判官之ニ署名捺印スルトコトヲ要ス

- 一 三又
- 二 事実及争点
- 三 理由
- 四 当事者及法定代理人
- 五 裁判所

第九十三條 判決ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ当事者ニ送達スルトコトヲ要ス
②判決ノ送達ハ正本ヲ以テ之ヲ為ス

第二百二十九條 訴状ハ之ヲ被告ニ送達スルトコトヲ要ス
②前条ノ規定ハ訴状ノ送達ヲ為スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十條 訴ノ提起アリタルトキハ裁判官ハ口頭弁論ノ期日ヲ定メ當事者ヲ呼出スコトヲ要ス

第二百五十八條 証拠ノ申出ハ証スヘキ事実ヲ表示シテ之ヲ為スコトヲ要ス
②証拠ノ申出ハ期日前ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得

第二百五十九條 当事者ノ申出テタル証拠ニシテ裁判所ニ於テ不必要ト認ムルモノハ之ヲ取調フルコトヲ要セス

第二百八十條 証言カ証人又ハ左ニ掲クル者ノ利害上ノ訴追又ハ処罰ヲ招ク或アル事項ニ關スルトキハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得証言カ此等ノ者ノ恥辱ニ構スヘキ事項ニ關スルトキ亦同シ
一 証人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ証人ト此等ノ親族關係アリタル者
二 証人ノ後見人又ハ証人ノ後見ヲ受クル者
三 証人カ三人トシテ仕フル者

第二百八十一条 左ノ場合ニ於テハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

一 第二百七十二條乃至第二百七十四條ノ場合

二 國籍、法律顧問、裁判所、裁判官、鑑定、弁護士(外国法專
門弁護士ヲ含ム)、弁護士、弁護人、公證人、鑑定又ハ鑑定ノ
職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ヲ職務上知りタル事實ニ
シテ秘密スヘキモノニ付訊問ヲ受クルトキ

三 技術又ハ職業ノ秘密ニ關スル事項ニ付訊問ヲ受クルトキ

前項ノ規定ハ証人ハ秘密ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用
セズ

第二百九十四条 証人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ為シタル當事者先ツ之ヲ
訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當事者之ヲ訊問スルコトヲ得

① 裁判長ハ當事者ノ訊問ノ終リタル後証人ヲ訊問スルコトヲ得

② 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ自ら訊問シ又ハ當事
者ノ訊問ヲ許スコトヲ得

③ 當事者ノ訊問カ既ニ為シタル訊問ト重複スルトキ、争点ニ關係ナ
キ事項ニ直ルトキ其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之
ヲ制限スルコトヲ得

④ 陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ証人ヲ訊問スルコトヲ得

第三百一十二条 左ノ場合ニ於テハ文書ノ所持者ハ其ノ提出ヲ拒ムコ
トヲ得ズ

一 當事者カ訴訟ニ於テ引用シタル文書ヲ自ら所持スルトキ

二 筆記者カ文書ノ所持者ニ対シ其ノ引渡又ハ閲覧ヲ求ムルコト
ヲ得ルトキ

三 文書カ筆記者ノ利益ノ為ニ作成セラレ又ハ筆記者ト文書ノ所
持者トノ間ニ法律關係ニ付作成セラレタルトキ

第三百一十四条 裁判所カ文書提出ノ申立ヲ理由アリト認ムタルトキ
ハ決定ヲ以テ文書ノ所持者ニ対シ其ノ提出ヲ命ズ

① 第三者ニ対シ文書ノ提出ヲ命スル場合ニ於テハ其ノ第三者ヲ審訊
スルコトヲ得ズ

第三百十六條 當事者カ文書提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ文
書ニ關スル相手方ノ主張ヲ真実ト認ムルコトヲ得

第三百十七條 當事者カ相手方ノ使用ヲ妨グル目的ヲ以テ提出ノ義
務アル文書ヲ毀滅シ其ノ他之ヲ使用スルコト能ハサルニ至ラシム
タルトキハ裁判所ハ其ノ文書ニ關スル相手方ノ主張ヲ真実ト認ム
ルコトヲ得

第三百二十五條 第三百一十一條、第三百一十四條乃至第三百十七條及
第三百十九條乃至第三百二十一條ノ規定ハ検証ノ目的ノ提示又ハ
送付ニ之ヲ準用ス

① 第三者カ正当ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提示ノ命ニ從ハサ
ルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ十萬円以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ
対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第三百三十六條 裁判所カ証拠ニ依リテ心証ヲ得ルコト能ハサル
トキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ當事者本人ヲ訊問スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ當事者ヲシテ宣誓ヲ為サシムルコトヲ得

第三百三十八條 當事者カ正当ノ事由ナクシテ提出ニ處セス又ハ宣
誓者ハ陳述ヲ拒ミタルトキハ裁判所ハ訊問事項ニ關スル相手方ノ
主張ヲ真実ト認ムルコトヲ得

第三百六十條 控訴ハ地方裁判所カ第一審トシテ為シタル終局判決
又ハ簡易裁判所ノ終局判決ニ対シテ之ヲ為スコトヲ得但シ終局判
決後當事者双方共ニ上告ヲ為ス權利ヲ留保シテ控訴ヲ為ササル旨
ノ合意ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

② 第二十五條第二項ノ規定ハ前項ノ合意ニ之ヲ準用ス

第三百九十三條 上訴ハ高等裁判所カ第二審又ハ第一審トシテ為シタル終局判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、地方裁判所カ第二審トシテ為シタル終局判決ニ對シテハ高等裁判所ニ之ヲ為スコトヲ得

②第三百六十條第一項但書ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、簡易裁判所ノ判決ニ對シテハ高等裁判所ニ直ニ上訴ヲ為スコトヲ得